

第31次地方制度調査会の審議項目

<諮問事項>

個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等について、調査審議を求める。

<項目>

I 人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方

1. 検討の背景

【人口減少社会の様相】

- 我が国は人口減少局面に突入しており、現状が続けば、2060年（約50年後）には人口が約8,700万になる。
- 現状のままであれば、三大都市圏での高齢者の大幅増、地方圏での生産年齢人口の大幅減により、2060年（約50年後）になっても、人口構成の不均衡が続く。
- 現状は、地方から三大都市圏（特に東京圏）への転入超過の状態にある。今後、地方から三大都市圏への転入超過が収束するかどうか。
- 2050年（約40年後）までに、居住地域の6割以上で人口が半分以下、さらにその1／3（全体の約2割）では人が住まなくなると推計され、人口の低密度化が生じる。

※ 人口減少がもたらす影響は地域によって多様であり、早くから人口減少に直面している団体も存在

2. 審議項目

- ① 「人口減少社会に的確に対応する」とはどのような状態をいうのか。
 - 人口減少を食い止めるために必要な施策（食い止め策）と、人口減少に伴い発生する課題を解決するために必要な施策（課題対応策）との関係をどのように考えるか。

- ② 人口減少社会に的確に対応するために必要な具体的な施策は何か。
- 地方圏に生じる課題を解決するために必要な施策は何か。
 - 連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等の市町村間の広域連携をどのように進めていくか。
 - 市町村間の広域連携が困難な地域において必要な施策は何か。
 - 三大都市圏に生じる課題を解決するために必要な施策は何か。
 - 三大都市圏から地方圏への人口移動や地方圏での定住を促進するために必要な施策は何か。
- ③ ②の施策のために見直しが必要な地方行政体制は何か。

II 議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方

1. 検討の背景

【地方公共団体のガバナンスをめぐる環境の変化】

- 人口減少社会において、地方公共団体が行政サービスを持続的に提供することが求められる。
- 地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の責任領域や自己決定権が拡大している。
- 地方公共団体の事務の複雑・多様化や行革の進展により、地方公共団体の行政サービス提供体制が変化している。

2. 審議項目

地方公共団体が提供する行政サービス等の施策や事務が適切に実施されるために、

- ① 地方公共団体のガバナンスにおいて、議会、監査委員、長、住民

は、それぞれどのような役割を果たすことが求められるか。

- 議会は意思決定機能や監視機能等の役割をどのように担うべきか。議会が住民の代表として適切に役割を果たすために必要なことは何か。
 - 監査の独立性、専門性を高め、監査に求められる監視機能を適切に発揮するために必要なことは何か。
 - 住民訴訟等の住民による行政のチェックと長等の責任のあり方についてどう考えるか。
 - 地方公共団体における内部統制のあり方をどのように考えるか。
等
- ② 議会、監査委員、長、住民のそれぞれの役割を踏まえ、地方公共団体のガバナンスが全体として機能を発揮するためには、どのような仕組みであるべきか。